

随意契約によることとした理由

1 業務名

令和6年度比治山公園におけるにぎわいづくり推進その他業務

2 業務の概要

本市では、比治山公園「平和の丘」基本計画に基づき、平成30年度から比治山公園の集客や魅力向上のため、現代美術館やまんが図書館などの園内施設や、地域住民及び市民活動団体、民間事業者などの多様な主体との連携を進めながら、にぎわいづくりとして、イベントやワークショップ等（以下「イベント等」という。）を企画・開催するとともに、にぎわいづくりの担い手のネットワークづくりを進めている。

令和6年度は、引き続き、比治山公園でのイベント等を開催するとともに、令和8年度中に、多様な主体と連携しながら比治山公園の管理運営を主体的に行う組織を立ち上げることを視野に置いて、にぎわいづくりの担い手の掘り起こしやネットワークづくりを行う。

あわせて、「比治山公園の回遊性向上のためのワークショップ」の取りまとめ（令和6年3月）を踏まえ、プレイパークの実施体制づくりや試行実施を行う。

3 契約の相手方

(1) 所在地

東京都渋谷区富ヶ谷一丁目9番19号
代々木公園Qビル3B

(2) 商号又は名称

株式会社和大地

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
(物品売買等に係る随意契約ガイドライン3-(1)-オに該当)

5 随意契約によることとした理由

本業務は、業務受託者が持つ知識や経験、それらに基づく提案力によって大きく業務成果の異なる性質の業務であることから、受託者の選定に当たっては、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

同プロポーザルにおいては、1者から提案書が提出され、「令和6年度比治山公園におけるにぎわいづくり推進その他業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、本市の求める最低限の水準（総計の6割）に達していたことから、同者を受託候補者として特定した。

よって、本業務は、同者でなければ履行するのが困難なため、随意契約によることとする。